【報告】生活交通確保維持改善計画(令和6年度事業) の変更について

~~経緯~~

令和5年6月23日(金) 「令和5年度第1回地域公共交通会議」にて協議 → 承認

令和5年6月28日(水) 中部運輸局愛知運輸支局へ提出

提出後、以下の2点について修正点があり、計画を変更しました。

①車両減価償却費等補助に関する記載を追記

→ 当初提出分の差替として対応

平成30年11月に3台小型車両を購入しており、補助対象期間(60か月)として以下の期間が対象となります。

令和元年度事業 $(H30.11\sim R1.9.30)$ → 11 か月分補助対象 令和 2 年度事業 $(R1.10.1\sim R2.9.30)$ → 12 か月分補助対象 令和 3 年度事業 $(R2.10.1\sim R3.9.30)$ → 12 か月分補助対象 令和 4 年度事業 $(R3.10.1\sim R4.9.30)$ → 12 か月分補助対象 令和 5 年度事業 $(R4.10.1\sim R5.9.30)$ → 12 か月分補助対象 令和 6 年度事業 $(R5.10.1\sim R5.10.31)$ → 1 か月分補助対象

上記の通り、令和6年度事業も1か月分が補助対象となるため、記載を追記しました。

②わん丸君バス運行に関する記載を再編後の内容に修正

→ 変更届を提出

令和5年12月からの新運行により、路線等が変更されたため、計画の内容を修正しました。

→ 次ページ以降の黄色マーカー部分が変更箇所です。

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーター系統確保維持計画を含む)

当初:令和5年 6月28日 変更:令和5年11月10日 犬山市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

犬山市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

主に犬山市の東部に広がる丘陵地において多く存在する交通不便地域へ、犬山市コミュニティバス(愛称:わん丸君バス)をはじめとした地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段が確保され、医療機関や商業施設等への外出機会が増加することにより、豊かな市民生活の維持向上を図ることを目的とする。

【必要性】

過疎化の進行や自動車の普及・マイカーの定着等により、民間路線バス等の利用者が大きく減少し、民間路線バスは事業の撤退をせざるを得なくなった。

その結果、特に犬山市の東部に広がる丘陵地においては、公共交通不便地域が多く発生することとなった。さらに、昭和40年代に造成された大型団地も市の東部に点在し、鉄道沿線の地域(市中心部、西部及び南部)と比べ、高齢化率が高い地区が密集している。

主要な公共施設や市街地、通院や買い物など生活に不可欠な場所への移動手段の確保のため、コミュニティバスの運行は必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ①市内全駅での1日当たりの鉄道利用者(乗降人員)数:29,000人の維持
- ②コミュニティバス年間利用者数:各事業年度の目標人数の維持

(補助金対象外の路線含む計 10 路線)

補助対象路線	令和6年度事業	令和7年度事業	令和8年度事業	参考:実績(人)
	目標(人)	目標(人)	目標(人)	R3. 10~R4. 9
栗栖・富岡線	13, 310	14, 630	16, 060	12, 144
上野線	16, 170	17, 710	19, 470	14, 712
今井・前原線	20, 570	22, 550	24, 750	18, 747
楽田東部線	5, 720	6, 270	6, 820	5, 207
善師野•塔野地線	17, 270	18, 920	20, 790	15, 702
内田線	10, 010	11, 000	12, 100	9, 109
補助対象外路線				
楽田西部線	9, 460	10, 340	11, 330	8, 619
入鹿・羽黒線	20, 240	22, 220	24, 420	18, 461
<mark>朝便栗栖線</mark>	<mark>1, 060</mark>	<mark>1, 280</mark>	<mark>1, 280</mark>	_
朝便今井線	<mark>1, 060</mark>	<mark>1, 280</mark>	<mark>1, 280</mark>	_
合計	<mark>114, 870</mark>	<mark>126, 200</mark>	<mark>138, 300</mark>	102, 701

- ・目標の期間: R5 年 10 月 1 日から R6 年 9 月 30 日まで
- ・目標人数の根拠:令和6年度事業 R3.10~R4.9実績(100人未満切捨て)×1.1

令和7年度事業 令和5年度事業(100人未満切捨て)×1.1 令和8年度事業 令和6年度事業(100人未満切捨て)×1.1

※朝便:5人/日を見込む。

(全路線での1便あたりの平均乗車人数は、約3人)

<参考>岐阜バス年間利用者数

※補助対象外路線のため、目標は定めていないが、過去3年の実績人数を記載する。

	令和2年度(人)	令和3年度(人)	令和 4 年度(人)
明治村線	126, 572	134, 806	140, 070

(2) 事業の効果

地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段を確保することができる。それに伴い、医療機関等の活用や、商業施設等への外出機会を増やせることで、健康で豊かな市民生活の維持向上に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ①犬山市が主体となり、高齢者運転免許証自主返納者に対する支援(コミュニティバス回数券の配布)の継続実施や、コミュニティバスの PR を推進する。
- ②犬山市が主体となり、高齢者の集まる会合などの機会に併せ、コミュニティバスの PR をすることにより、新規利用者の開拓を図る。
- ③犬山市が主体となり、コミュニティバスのパス券について購入促進を行い、利用者数の 増加と利便性の向上を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

表1のとおり

(1) 補助対象となるフィーダー系統

路線	区間	運行日
栗栖・富岡線	栗栖北~犬山駅東口~総合犬山中央病院	
上野線	(変更前)	
	上野南~犬山駅西口~総合犬山中央病院	
	<mark>(変更後)</mark>	
	上野南海道~犬山駅西口~総合犬山中央病院	
	上野南海道~犬山駅西口	
今井・前原線	四ッ家~市民健康館~犬山駅東口	月~金
善師野・塔野地線	善師野台北~市民健康館~犬山駅東口	(祝日含む)
楽田東部線	(変更前)	
	つつじヶ丘団地〜楽田駅東〜総合犬山中央病院	
	<mark>(変更後)</mark>	
	田県神社前駅~楽田駅東~総合犬山中央病院	
内田線	犬山駅西口~城前広場~犬山市体育館	
	城前広場〜犬山駅西口〜犬山市体育館 <mark>(R5.11.30まで)</mark>	

(ただし、12月29日~1月4日は運休)

- (2) 路線図及び時刻表 別添「犬山市コミュニティバス時刻表・路線図」参照
- (3) 運行事業者 あおい交通株式会社

(4) 運行事業者の決定方法

平成30年9月21日(金)、5社による指名競争入札により、あおい交通株式会社に決定。

あおい交通株式会社は、平成19年1月より犬山市のコミュニティバス運行を担い、常に安全な運行とサービス向上に努めており、また、犬山市の路線、停留所付近の地形や交通状況に熟知している。さらに、犬山市に隣接する小牧市に営業所を、大口町に路線バス車庫を有しており、運行管理体制が十分整備されている。

また、令和5年12月1日(金)からの新運行についても、令和5年8月25日(金)、5社による指名競争入札により、あおい交通株式会社が落札し、引き続き運行を継続する。

(5) 運行事業者を選定した経緯

一般乗合旅客自動車運送事業の資格を有し、また、緊急時に対応するために、市内又は隣接 する市町に路線バス車庫を有していることを条件とした。さらに、運行の安定性、継続性を確 保するために、現在、路線バスの運行を行っている事業者を選定することとした。

それらの条件に合致した事業者から、犬山市の入札参加者資格がある 5 社を指名し、指名競争入札を行った。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

犬山市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

あおい交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5のとおり

犬山市交通不便地区人口: 3,436 人

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

平成 30 年 11 月まで犬山市コミュニティバスは車両 5 台体制で運行を行っていたが、道路幅が狭く、運行できない地域も存在していた。そのような地域にも対応するため、平成 30 年 11 月に小型の車両を 3 台購入した。

(平成31年度事業より車両減価償却費等国庫補助金の計画を継続申請中)

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

(1) 事業の目標

年間利用者数 114,870 人

(2) 事業の効果

購入した車両と既存車両と合わせて、8台体制とし、曜日運行から平日毎日運行(祝日含む)に変更したことで、利用者のニーズに応え、外出促進を図る。8台のうち3台については小型車両を購入し、従来の車両では通行できなかった狭隘なエリアにも対応することで、交通弱者の移動手段を確保する。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の負担者<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助</u> 金を受けようとする場合のみ】

平成30年11月に3台の車両を購入した。

(平成31年度事業より車両減価償却費等国庫補助金の計画を継続申請中) 車両購入費用の負担者は犬山市であり、運行事業者が車両の利用者となる。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

■ 令和元年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
平成 31 年 4 月	・栗栖・富岡線における路線の変更について(書面審議)
第1回 令和元年6月24日(月)	・令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画について ・明治村線、リトルワールド・モンキーパーク線の一部路線廃止について ・その他報告事項
第 2 回 令和元年 12 月 20 日 (金)	 ・令和元年度事業における地域公共交通下記保維持改善に関する自己評価について ・犬山市コミュニティバス路線変更について ・犬山市コミュニティバス満員時の対応について ・犬山市コミュニティバス「パス券」の販売について ・その他報告事項
令和2年3月	・今井・前原線における路線の変更について(書面審議)

■ 令和2年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和2年	・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保
6月23日(火)	維持改善計画について
	・その他報告事項
第2回 令和3年	・令和2年度事業における地域公共交通下記保維持改善に関する
1月8日(金)	自己評価について
	・路線変更について
	・その他報告事項

■ 令和3年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和3年	・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保
6月18日(金)	維持改善計画について
	・今井・前原線における迂回路線の廃止について
	・その他報告事項
地域公共交通会議	議事内容
第2回 令和3年	・地域公共交通確保維持改善事業費・事業評価
12月24日(金)	・事業実地と生活確保維持改善計画との関連について
	・令和3年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要
	・犬山市多子・多胎世帯子育て支援事業に係るわん丸君バスの無料
	乗車について
	・その他報告事項

地域公共交通会議	議事内容								
第3回 令和4年	・令和4年度 犬山市地域公共交通会議予算(案)について								
3月29日(金)	・地域公共交通計画の策定について								
	・地域交通実証実験(デマンド交通)について								
	・監事の選任について								
	・その他報告事項								

■ 令和4年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和4年	・生活交通確保維持改善計画(案)について
6月17日(金)	・星和橋撤去工事完了に伴う路線等の変更及び迂回ルートの廃止
	について(今井・前原線)
	・地元要望に伴う路線等の変更について(内田線)
	・地域公共交通計画の策定について
	・公共交通実証実験(デマンド交通)について
	・わん丸君バス再編方針について
	・その他報告事項
第2回 令和4年	・地域公共交通計画の策定について
8月30日(火)	・公共交通実証実験(デマンド交通)について
	・わん丸君バス再編について
	・その他報告事項
第3回 令和4年	・地域公共交通計画の策定について
10月19日(水)	・デマンド交通実証実験について
	・わん丸君バス再編について
	・その他報告事項
第4回 令和4年	・令和4年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己
12月23日(金)	評価(案)について
	・地域公共交通計画(案)の策定について
	・わん丸君バス再編について
	・その他報告事項
第5回 令和5年	・令和5年度犬山市地域公共交通会議予算(案)について
3月24日(金)	・地域公共交通計画(案)の策定について
	・わん丸君バス再編について
	・その他報告事項

■ 令和5年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容						
第1回 令和5年	・生活交通確保維持改善計画(案)について						
6月23日(金)	・地域公共交通計画(案)の策定について						
	・わん丸君バス再編について						
	・わん丸君バスパス券の追加販売について						
	・その他報告事項						
第2回 令和5年	・紅葉ルートバスについて						
8月28日(月)	・「あいち県民の日」に伴うわん丸君バスの無料乗車について						
	・地域公共交通計画(案)の策定について						

21. 利用者等の意見の反映状況

当市の地域公共交通会議には、利用者及び市民代表として町会長会連合会、老人クラブ連合会、交通婦人会の各代表が参加している。また、利用者等の満足度向上のため、定期的に利用者アンケートを実施している。

- ①コミュニティバスに関するアンケート調査(H29.7~H29.8) 地域住民の移動実態を把握するため、よく利用する施設等とその移動手段についてアン ケート調査を実施(53件)
- ②コミュニティバスに関するアンケート調査(H29.10.6) 犬山市老人クラブ連合会主催の「福祉事業部まつり」において、移動実態及び要望等を 把握するため、高齢者を対象としたアンケート調査を実施(53件)
- ③コミュニティバス再編に関するご意見・ご要望について 平成30年12月からの再編に関する市民を対象とした説明会(再編の考え方、途中経過等)を実施した際、コミュニティバスの再編に関するご意見・ご要望を自由記述方式で調査(25件)
- ④総合犬山中央病院バス停利用状況アンケート(H29.11.13~H29.11.15) 平成30年12月からの再編にあたり、総合犬山中央病院バス停の利用状況を把握するため、バス停で待っている利用者を対象にアンケート調査を実施(43件)
- ⑤コミュニティバス利用者アンケート調査(R1.7.1~R1.10.31) 全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、平成30年12月からの再編に係るコミュニティバス満足度を把握するとともに、年齢、利用頻度等の情報や要望の聞き取りを実施(130件)
- ⑥コミュニティバス利用者アンケート調査(R3.1.21~R3.4.30) 全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、コミュニティバス満足度を把握するとと もに、年齢、利用頻度等の情報や要望の聞き取りを実施(113件)
- ⑦市民アンケート (R3.9) 15歳以上 2,000人の市民を無作為に抽出し、公共交通に関するアンケート調査を実施 (915票、回答率 45.8%)
- ⑧OD調査(R3.10.15) 当日のコミュニティバス(全路線、全便)に調査員が乗車し、利用者を対象にアンケート調査(利用目的、最終目的地、利用頻度、乗継等)を実施(506票)
- ⑨わん丸君バス再編に関するアンケート(R4.7) 町内会長を対象に、わん丸君バス再編にあたり、課題を抽出するためのアンケート調査 を実施(226件、回答率71.2%)

22. 協議会メンバーの構成員								
関係都道府県	愛知県都市·交通局交通対策課担当課長、愛知県一宮建設事務所維持 管理課長							
関係市区町村	犬山市市民部長、犬山市都市整備部土木管理課長、犬山市都市整備部 都市計画課長、犬山市健康福祉部高齢者支援課長							
交通事業者・交通 施設管理者等	あおい交通㈱代表者、岐阜乗合自動車㈱の代表者、愛知県タクシー協会の代表者、公益社団法人愛知県バス協会の代表者、名古屋鉄道㈱犬山幹事駅長、愛知県警察犬山警察署交通課長							
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官							
その他協議会が必要と認める者	中部大学教授、総合犬山中央病院地域医療連携室課長補佐、犬山市交通婦人会の代表者、犬山市老人クラブ連合会の代表者、町会長会連合会の代表者(市民代表)、バス事業者労働組合の代表者							

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地(所 属)犬山市市民部防災交通課(氏 名)森川、加藤(電 話)0568-44-0347 (直通)

(E-mail) 010400@city.inuyama.lg.jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添O 〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

	運送予定者名	運行系統名		運行系統		系統	計画	計画	利便増進	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
市区町村名		(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数		特例措置	運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
	あおい交通株式会社	□□□ 栗栖•富岡線	栗栖北	犬山駅東口	総合犬 山中央 病院	往14.1km 復14.1km	44日	242回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	(1-2) 栗栖・富岡線	栗栖北	犬山駅東口	総合犬 山中央 病院	復 16.1km 復 16.1km	212日	1060回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	1	
	あおい交通株式会社	(2-1) 上野線	上野南	犬山駅西口	総合犬 山中央 病院	往9.2km 復9.2km	44日	242回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	(2-2) 上野線	上野南 海道	犬山駅西口	総合犬 山中央 病院	往 9.2km 復 9.2km	212日	954回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	上野線 (下6便 の み)	上野南 海道		犬山駅 西口	往 6.1km	212日	106回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	⑶→) 今井・前原線	四ツ家	市民健康館	犬山駅 東口	往15.0km 復15.0km	256日	984回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	今井・前原線 (上り1便のみ)	犬山駅 東口		市民健 康館	往 8.9km	212日	106回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
犬山市	あおい交通株式会社	今井・前原線 (上り5便のみ)	犬山駅 東口	市民健康館 城東小学校 西	四ツ家	往 16.8km	212日	106回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	⑷→ 善師野・塔野地線	善師野 台北	市民健康館	犬山駅 東口	往12.4km 復12.4km	256日	1090回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	善師野·塔野地線 (上り1便のみ)	善師野 台北	市民健康館	犬山駅 東口	往 13.0km	212日	106回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	⑸-1) 楽田東部線	つつ じヶ丘 団地	楽田駅東	総合犬 山中 病院	往13.8km 復13.8km	44日	242回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄楽田駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	(5-2) 楽田東部線	田県神社前駅	楽田駅東	総合犬 山中央 病院	往 14.6km 復 14.6km	212日	1060回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄楽田駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	(6-1) 内田線	犬山駅 西口	城前広場	犬山市 体育館	往12.0km 復12.2km	44日	220回		路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	
	あおい交通株式会社	内田線	犬山駅 西口	城前広場	犬山市 体育館	往 12.8km 復 14.5km	206日	1030回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	1	
(注)	あおい交通株式会社	(7) 内田線 (上1便のみ)	城前広 場	犬山駅西口	犬山市 体育館	往9.0km	44日	22回		路線定期	2(2)	地域間交通ネットワーク 名鉄犬山駅との接続	3	

(注)

- 1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3.「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 5.「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別				購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
	あおい交通株式会社	1	(1) 栗栖·富岡線	1 小型車両		非標準仕様	13	平成30年11月			一括
	あおい交通株式会社	2	(5) 楽田東部線	小型車両		非標準仕様	13	平成30年11月			一括
犬山市	あおい交通株式会社	3	(6) 内田線	小型車両		非標準仕様	13	平成30年11月			一括
			()								
			()								

(注)

- 1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成2 2年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。
- 5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。